様式２－６

守 秘 義 務 に 係 る 誓 約 書

令和　　年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

●●（以下「当法人」という。）は、今般、名古屋市（以下「市」といいます。）から、錦三丁目25番街区市有地等活用事業提案募集（以下「本提案募集」といいます。）への参画に係る検討及び提案図書作成を目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者に電子媒体の形式にて提供される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の提供を受けることを希望します。守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 所　在　地 | 〒　　　－ |
| 法　人　名 |  |
| 代表者職氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(実印) |

記

第１条（利用の目的）

１　当法人は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当法人は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当法人が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、一級建築士及び当法人の関連会社（当法人が出資を受けている親会社並びに当法人の連結子会社及び当法人の持分法適用会社を指します。）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当法人は、自らの責任において、前二項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当法人が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当法人は、市から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第３条（善管注意義務）

当法人は、市から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（損害賠償義務）

当法人の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより市、株式会社大丸松坂屋百貨店又は第三者に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第５条（期間、書類の破棄等）

１　当法人は、受領した守秘義務対象資料を、別途応募登録辞退届を提出する日又は提案申込書等を提出する日のいずれか早い期日（以下「期間終了日」といいます。）までに、すべて市に返却することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、期間終了日以降も存続するものとします。

２　受領した守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、期間終了日までにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務対象資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合及び法令等により守秘義務対象資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当法人は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

第６条（準拠法、管轄）

１　本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。

２　当法人は、本誓約書に関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上